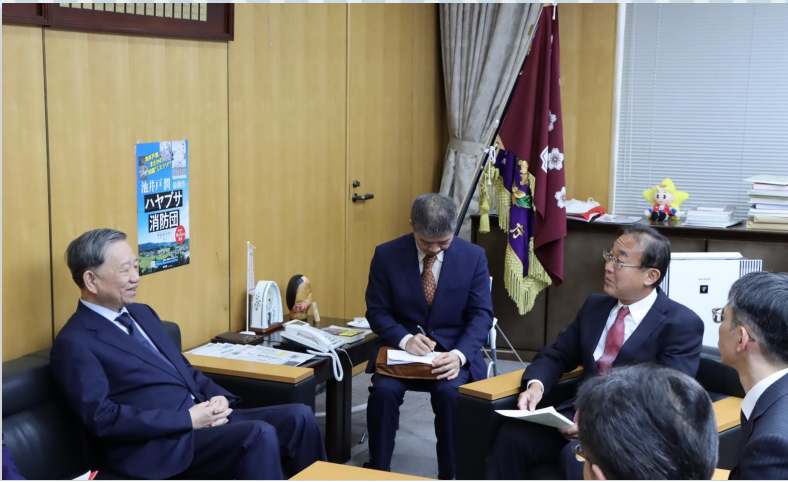


消防の動き



2023
5
No.625

- 「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」について
- 令和4年度消防功労者消防庁長官表彰式
- 「令和4年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式」について



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」について……………4

令和5年5月号 No.625

巻頭言

「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」
(千葉市消防局長 白井 一広)

レポート

消防防災科学技術研究推進制度における令和5年度研究課題の公表……………7

Topics

令和4年度消防功労者消防庁長官表彰式……………9

危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて

～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～……………11

「令和4年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式」について……………12

ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく最近の取組……………14

消防通信～望楼

志太広域事務組合志太消防本部(静岡県) / 埼玉県南西部消防局(埼玉県)

新潟市消防局(新潟県) / 小山市消防本部(栃木県)……………15

消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コースにおける教育訓練…16

令和5年度 消防大学校 客員教授について……………17

報道発表

最近の報道発表(令和5年3月21日～令和5年4月20日)……………18

通知等

最近の通知(令和5年3月21日～令和5年4月20日)……………20

広報テーマ(5月・6月)……………21

お知らせ

令和5年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催……………22

風水害に対する備え……………23



■表紙
本号掲載記事より

「みんなが輝く 都市と自然 が織りなす・千葉市」

千葉市消防局長 白井 一広



千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京都心部から東に約40kmに位置します。成田国際空港や東京湾アクアラインからも近く、鉄道や幹線道路の結節点にもなっており、県内交通の要衝・房総方面の玄関口として栄え、発展してきましたが、その始まりは、平安時代の後期1126年に千葉常重が現在の中央区亥鼻付近に本拠を移し、「千葉」を名乗ったことが、千葉の都市としての始まりだと言われています。昨年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」では、俳優の岡本信人さん演じる千葉常胤つねたねが登場しました。常胤は常重の子で、源頼朝の信頼を得て、第2代将軍頼家を後見役として支える重要な役割を果たしたそうです。本市では、2026年を「千葉開府900年」として位置づけ、市民の皆さんに千葉のまちの成り立ちとその礎を築いた千葉氏について知っていただけるよう、さまざまな取り組みを展開しています。

また、政令指定都市移行30周年の昨年、千葉市が今後10年間で目指すまちづくりの方向性を示した計画として千葉市基本計画が策定されました。10年後に実現したい姿を「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」とし、この10年間に重点的に推進する政策及び分野目標を位置付けています。消防においては、「安全・安心」分野において「災害など様々なりスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します」を目標に、「消防・救急体制を充実・強化する」を政策として掲げ、それを実現するための3つの施策を打ち出しています。

1つ目は、「消防力の充実・強化」です。大規模・複雑化する災害にも迅速かつ的確に対応できる消防体制を構築するとともに、消防団活動の充実・強化を図ることにより、総合的な消防力を高めていきます。

2つ目は、「救急需要への対応強化」です。デジタル技術を活用した救急需要予測の導入や救急隊員の人材育成などにより、増大する救急需要や高度化する救急業務に機動的かつ効率的に対応できる体制を構築するとともに、応急手当が実践できるバイスタンダーの育成を推進することで、救命率向上を図るものです。

3つ目は、「火災予防の推進」です。独居高齢者の増加や居住形態などにも対応した防火体制の推進や、デジタル技術を活用した効率的な予防業務の運用などにより、火災の未然防止を推進していきます。

今年度は、この千葉市基本計画を実現するために策定された第1次実施計画（令和5年度～令和7年度）の開始年度であることから、目標を達成できるよう、各種事業を計画的に推進していきます。

おわりに、新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年が過ぎ、5月8日から感染症法上の分類が2類相当から5類に引き下げられます。救急活動においては、搬送先医療機関の調整などに困難をきたすことが想定されますが、引き続き、市民皆さまのご期待に添えるよう職員一丸となって邁進してまいります。



「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」について

予防課

第1 はじめに

消防庁では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）において検討を行った。

このことについて、先般、報告書がとりまとめられたことから、以下、主な内容について紹介する。

第2 検討の背景

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、（中略）新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされた。

また、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、（中略）畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

これらを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として検討部会を開催し、畜舎等における消防用設備等の特例基準について検討したものである。

<検討部会部会員（◎：部会長）>

（敬称略、五十音順）

國重 慎二	第一総合法律事務所弁護士
倉岡 健一	大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長
河野 守	東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授
坂本 修三	一般社団法人日本養鶏協会
◎関澤 愛	東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授
竹延 哲治	一般社団法人日本養豚協会代表理事会会長代行
中野 聡範	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
中林 正悦	全国肉牛事業協同組合理事長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長
水木 慶一	とちぎ広域消防事務組合とちぎ広域消防局予防課長

<オブザーバー>


全国消防長会
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
農林水産省畜産局企画課

第3 検討の対象とする施設

畜舎と一体的に建築及び利用される畜産業用倉庫、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）における「畜舎等」の対象となっていなかったところであるが、規制改革実施計画を踏まえ、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号。令和5年4月1日施行。）により、「畜舎等」の対象に畜産業用倉庫、畜産業用車庫、貯水施設及び発酵槽を追加することとされた。また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）」（令和4年3月7日付け畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住街第196-2号）の改正により、排水処理施設を「畜舎等」の対象である「家畜排せつ物を処理するための施設」として取り扱うこととされた（令和5年4月1日施行）。

これを踏まえ、本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される次の施設について、その利用実態に即した消防用設備等の特例基準の検討を行った。

	実態	実態調査の結果を踏まえた 消防法令上の取扱い
保管庫 	飼料（牧草など）、敷料（わらなど）、家畜排せつ物の処理や保管に必要なもの（もみ殻、おがくずなど）、堆肥や肥料、農業用トラクターなどの車両や当該車両の燃料などが保管される。	利用実態を踏まえると、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られているものについては、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。 ① 飼料 ② 敷料 ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具 ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両 ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。） ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具 ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具
排水処理施設  	高水分の家畜ふん尿を処理するための機械が設置される施設であり、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる。	利用実態を踏まえると、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。
貯水施設 	給水クッションタンクとして、貯水タンクが設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該貯水タンクを覆う上屋が設けられる。	

発酵槽 	生ふん尿を「嫌気発酵」させるための機械が設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる。
---	---

第4 特例基準の対象とする条件

現行の畜舎等における消防用設備等の特例基準では、畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）で防火上、避難上、延焼防止上の一定の要件を満たすものは、屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とする特例基準の対象としている。

検討部会における検討の結果、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽についても、次に掲げることを条件として、畜舎等における消防用設備等の特例基準の対象に追加すべきであるとされた。

<求める条件>

- 防火上及び避難上支障がないこと。（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）
- その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。
- 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであること。また、次の①～⑦に掲げる物資を保管する部分と次の⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てること。



- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なものの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾患の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

ろ。

今後、パブリック・コメントの内容を踏まえ、必要な対応を行っていくこととしている。

（参考）

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-124.html

（以上）

第5 各消防用設備等の特例基準の内容

新たに特例基準の対象に追加すべきであるとされた、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準の内容については、次のとおり。

（1）保管庫

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきであるとされた。

ただし、保管庫で3,000㎡を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備*及び消防用水を原則どおり設置すべきであるとされた。

※ 屋外消火栓設備の有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備の設置を要しないこととすべきであるとされた。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないこととすべきであるとされた。

（2）貯水施設、排水処理施設及び発酵槽

屋内消火栓設備などの消火設備や警報設備、避難設備といった消防用設備等を原則不要とすべきであるとされた。

第6 おわりに

ここまで、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書について、その主な内容等を概観した。

消防庁では、報告書の内容を踏まえ、令和5年3月30日から4月28日までの間、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部を改正する省令（案）及び畜舎等の基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）の一部を改正する告示（案）について、意見公募（以下「パブリック・コメント」という。）を実施したとこ

消防防災科学技術研究推進制度における令和5年度研究課題の公表

予防課

～令和5年度の公募状況及び採択結果について～

消防庁では、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進に資するため、競争的研究費である「消防防災科学技術研究推進制度」により、研究者等からの優れた提案に対し研究開発資金を配分しています。令和5年度新規分については、公募を行い、25件の応募がありました。

この度、外部有識者による評価会において審議された結果に基づき、7件の新規研究課題を採択するとともに、令和4年度に採択された3件の研究課題について、継続を承認しました。

<令和5年度 新規研究課題>

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
ICT・IoT技術を活用した石油コンビナート災害対応システムの開発と社会実装 (フェーズ3)	国立大学法人 横浜国立大学 中山 穰	横浜市消防局 市原市消防局	本研究の目的は、ICT・IoT技術を活用した石油コンビナート災害対応システムの開発と社会実装であり、フェーズ2研究成果に基づき、ICT及びIoT技術を活用したタンク健全性評価システム及び迅速事故被害予測システムの開発と実用化を目指す。 システム実装に向けて、事業所でのシステム検証及びフィードバックを通して、さらには事業化検討を踏まえ、消防及び事業者等が実際に継続活用できるシステムを開発する。
セキュリティを担保したリアルタイム映像伝送システムの研究開発 (フェーズ2)	学校法人北里研究所 北里大学 服部 潤	相模原市消防局	救急業務の映像伝送の実証実験で有効性が報告されているが、システムの簡易化とセキュリティといった課題が残されている。そこで本研究は以下の3点の機能を持つ、革新的な映像伝送システムを開発することでその課題の解決を目指す。 ①市民、消防、医療機関の誰一人取り残さないシームレスなシステム ②救急活動現場の映像と音声データのAI解析による救急業務の効率化・品質向上 ③電子資格認証による本人確認と個人情報保護
救急救命士・救急隊員に対する拡張現実を用いたインタラクティブ学習システムの開発 (フェーズ2)	学校法人 中央大学 匂坂 量	稲敷広域消防本部	救急救命士および救急隊員（以下「救急隊員」という。）の病態判断能力を養うために、救急隊活動をシミュレーション可能な拡張現実（AR）を用いたインタラクティブ学習アプリケーションの開発を行う。さらに、協力消防本部の救急隊員に対し実証実験を行い、学習効果の検証および教材としての実用性評価を行う。
宅内分電盤における電気火災予兆検知技術の研究開発 (フェーズ2)	東京電力パワーグリッド株式会社 中島 克洋	習志野市消防本部	電気火災のうち、トラッキングなど進行性の事象に起因するものを対象とした予兆検知技術の実用化を目指す。今回研究では、研究代表者らが開発した宅内電力配線の電圧・電流波形モニタリング用IoTデバイスを、研究協力モニタとして公募した一般家庭の分電盤に設置し、1年以上の期間継続的にデータを収集・解析することにより、予兆検知技術・デバイスの改良および関連システムを含めた将来課題を検討する。また、研究中に異常が疑われる波形データを検出した際は、追加調査を実施し事象を詳細に解析する。
冷却性・作業性等を向上させる送風機（ファン）を活用した感染防止衣、および救急活動服の研究開発 (フェーズ2)	ユニチカトレーディング株式会社 山田 博夫	松原市消防本部 出雲市消防本部	救急活動時の冷却性能の向上方法としてファン付き感染防止衣、救急現場での作業容易性等を考慮した救急活動服の開発が要望されている。本研究ではファン付き冷却服を感染防止衣に使用した際の感染リスクや冷却・作業性等を考慮した救急活動服を検討し、冷却性・作業性等を向上させるファン付き感染防止衣、救急活動服の研究開発を行う。
音場・磁場計測に基づく地震・土砂災害時の要救助者定位法 (フェーズ1)	国立大学法人 東京大学 奈良 高明	千葉県消防学校	本研究の目的は、地震災害や土砂災害時に、瓦礫や土砂に埋没した要救助者、および二次災害にあった救助隊員を定位する手法を開発することである。固定した複数の双極子音源および可搬式の音源・磁場源により生成した音場・磁場を、埋没者のスマートフォンで計測して定位し、Bluetoothで探索者に通知するシステムを開発する。これにより、金属を含む様々な材質や大きさの瓦礫、および土砂埋没者の迅速な発見を可能にする。
階段移動困難者等が火災避難時に使うエレベーターの円滑な運転、誘導等に係る調査研究 (フェーズ1)	学校法人 東京電機大学 藤田 聡	千葉市消防局	前年度の「エレベーター利用避難に関する国内外の事例の調査研究」による事例、海外の規格、国内関係者の意識等の調査結果を踏まえ、令和5年度は、階段移動困難者が火災時の避難に自力で利用するエレベーター（以下「ELV」という。）の運転制御方法、出火階等における円滑な避難誘導方法、円滑に避難できる階のELVホール、避難階等の配置等の検討により、避難用ELVに必要な技術的課題の解決に向けた具体案、考え方を提示する。

<令和5年度 継続研究課題>

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
新型コロナウイルス感染症が救急医療体制並びに搬送困難例発生に与えた影響評価 (フェーズ2)	国立大学法人 大阪大学 織田 順	大阪市消防局	我々はこれまでに救急搬送患者レジストリを用いて、「救急搬送困難例の発生に関係する要因」や「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大が救急医療体制に与えた影響」について明らかにしてきた。 しかし、COVID-19 の感染拡大期での搬送困難に関係する要因や政策効果については明らかではない。本研究の目的は、COVID-19 感染拡大期での搬送困難に影響した要因や様々な政策効果を検証することである。
CO ガス（一酸化炭素ガス）による新規火災検知の有効性に関する実験的研究 (フェーズ2)	公立大学法人 公立諏訪東京理科大学 上矢 恭子	大阪市消防局	逃げ遅れによる火災弱者（高齢者、障害者）の被害を減らすため、より長い避難余裕時間が必要となる。燃焼時に発生するCO ガスは、煙粒子よりも小さく、空気とほぼ同じ分子量であるため空気中に短時間で拡散する。本研究では、CO ガス濃度を物理量に用いて、既存の感知器との優位性を明確にし、生活内のCO ガス濃度から誤検知問題及び鳴動させる閾値の提案等を行い、CO ガスセンサを用いた火災感知器の実用化に向けた開発研究である。
ICT で住宅用火災警報器の機能を拡張し住宅火災の早期覚知を目指す技術開発と検証 (フェーズ2)	国立大学法人 岩手大学 大坊 真洋	盛岡地区広域消防組合	消防庁によると、住宅火災の発生は減少傾向にあるが、毎年900人前後が犠牲となっている。特に過疎地域においては同時に高齢化も進み、火災発生の覚知と連絡の遅れから多くの犠牲者が発生している。 本提案ではICTを活用し、住宅用火災警報器とスマートスピーカーとを連携することで火災発生を周辺住民にもリアルタイムで伝え、地域一体となって火災防災に取り組むためのシステム開発と検証を行うものである。

※フェーズ3：消防防災分野に必要とされるニーズを把握した上での基盤・応用研究が終了しており、社会実装を目指し、消防本部や自治体等への試験的配備や実証実験を目的とした機器の製作等の研究開発を実施するフェーズ。（社会実装研究）

フェーズ2：消防防災分野に必要とされるニーズをすでに把握しており、要素技術の信頼性、品質の向上、システムの設計・運用に関する研究開発やプロトタイプ作成など、社会実装化に向けて必要となる基盤・応用研究を実施するフェーズ。（基盤・応用研究）

フェーズ1：消防防災分野におけるニーズ調査や、技術シーズを保有している大学・企業等が当該シーズについて社会実装の可能性調査、基礎研究を実施するフェーズ。（実用可能性調査・基礎研究）

問い合わせ先

消防庁予防課（消防技術政策担当） 山本
TEL：03-5253-7541

令和4年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

去る3月10日(金)、ニッショーホール(港区東新橋)において、令和4年度消防功労者消防庁長官表彰式が盛大に挙行されました。

本表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々(団体)は、以下のとおりです。

1 功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な消防吏員、消防団員及び消防教育職員

2 永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員

3 表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

4 竿頭綬

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

5 表彰状

都道府県消防防災事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ他の模範と認められる者

今回の受章者数及び団体数は、以下のとおりです。

表彰種別	受章数	内 訳
功 労 章	178名	消防吏員 114名
		消防団員 64名
永年勤続功労章	2,987名	消防吏員 1,033名
		消防団員 1,952名
		消防教育職員 2名
表 彰 旗	21機関	
竿 頭 綬	37機関	
表 彰 状	2名	

表彰式は、前田一浩消防庁長官の式辞に始まり、表彰種別ごとの代表者に対する記章等の授与、来賓祝辞に続き、最後に受章者代表である村田昌由消防正監(東近江行政組合消防本部)より、謝辞が述べられました。

なお、代表受領者は次の方々です。

表彰種別	所 属	氏 名 等
功労章	埼玉県 狭山市消防団	団長 伊藤 隆弘
永年勤続功労章	千葉県 香取広域市町村圏事務組合多古町消防団	団長 工藤 和明
表彰旗	福島県 相馬市消防団	
竿頭綬	神奈川県 綾瀬市消防本部 綾瀬市消防団	
表彰状	愛知県 西三河県民事務所防災安全課	課長 福永 英紀



式辞を述べる前田一浩消防庁長官



受章者代表への功労章授与

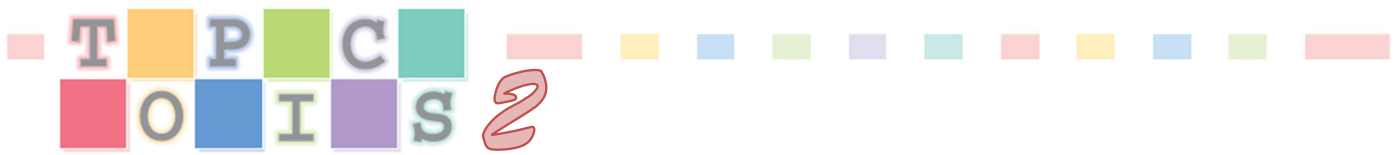


受章者代表からの謝辞

問合わせ先

消防庁総務課

TEL:03-5253-7521 (直通)



危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて ～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～

予防課
危険物保安室

危険物施設の火災・流出事故件数は、平成6年頃を境に増加傾向に転じ、近年も高い水準で推移しています。危険物等事故を防止するためには、危険物取扱者の資格取得の促進等を通じて保安教育を充実させ、危険物施設における安全推進の中核となる人材を計画的に育成することが求められており、危険物取扱者の資格取得を促進することが重要です。

また、防火対象物については、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、様々な消防用設備等の設置が義務づけられています。防火対象物における火災による被害を最小限にするためには、消防用設備等を適切に維持管理していくことが必要であり、その工事、整備に関する正しい知識や技術を習得した人材を計画的に養成し、消防設備士の資格取得を促進することが重要です。

これらの資格取得の促進のため、消防法に定める指定試験機関である一般財団法人消防試験研究センターにおいて、令和元年度から、危険物取扱者及び消防設備士の資格取得に積極的に取り組まれている学校や教諭を対象として感謝状を贈呈することとされ、令和4年度の贈呈校等が別表のとおり決定されましたので紹介します。

別表 令和4年度感謝状贈呈校等一覧

都道府県	感謝状贈呈校等
北海道	北海道立帯広工業高等学校 様
青森県	弘前東高等学校 様
宮城県	宮城県立古川工業高等学校 様
秋田県	秋田県立大館桂桜高等学校 様
山形県	学校法人山形電波学園創学館高等学校教諭 若槻浩二 様
福島県	福島県立勿来工業高等学校 様
茨城県	茨城県立土浦工業高等学校 様
栃木県	作新学院高等学校 様
群馬県	群馬県立新田暁高等学校 様
東京都	東京都立科学技術高等学校 様
神奈川県	神奈川県立横須賀工業高等学校 様
新潟県	新潟県立新潟工業高等学校 様
富山県	富山県立高岡工業高等学校 様
福井県	福井県立敦賀工業高等学校 様
長野県	長野県立南安雲農業高等学校 様
岐阜県	岐阜県立大垣工業高等学校 様
静岡県	静岡県立科学技術高等学校 様
愛知県	学校法人名古屋工学院工業高等学校 様
三重県	三重県立四日市中央工業高等学校 様
大阪府	大阪府立堺工科高等学校 様
兵庫県	神戸村野工業高等学校 様
和歌山県	和歌山県立田辺工業高等学校 様
岡山県	岡山県立津山工業高等学校 様
広島県	広島市立広島工業高等学校 様
山口県	山口県立下松工業高等学校 様
徳島県	徳島県立鳴門渦潮高等学校 様
香川県	香川県立坂出工業高等学校 様
高知県	高知県立須崎総合高等学校 様
福岡県	福岡工業大学附属城東高等学校 様
佐賀県	学校法人江楠学園北陵高等学校 様
長崎県	長崎県立佐世保工業高等学校 様
熊本県	熊本県立球磨工業高等学校 様
大分県	大分県立中津東高等学校 様
宮崎県	宮崎県立宮崎工業高等学校 様
鹿児島県	鹿児島県立加治木工業高等学校 様
沖縄県	沖縄県立沖縄工業高等学校 様

問合せ先

消防庁予防課 酒川、馬場

TEL : 03-5253-7523

危険物保安室 小川、田中

TEL : 03-5253-7524

「令和4年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式」について

地域防災室

令和5年3月10日（金）、ニッショーホール（東京都港区）において「令和4年度防災功労者消防庁長官表彰式及び消防団等地域活動表彰式」が開催されました。

【防災功労者消防庁長官表彰(6団体)】

大規模な自然災害、火災、事故等の現場において顕著な功績が認められる消防団等を表彰しました。

○代表受領

石川県 小松市消防団



防災功労者消防庁長官表彰受賞団体



消防団等地域活動表彰受賞団体（消防団表彰）



消防団等地域活動表彰受賞団体（事業所表彰）

【消防団等地域活動表彰(22団体)】

平常時において地域に密着した活動を積極的に行い、地域防災力の向上に寄与し、その活動内容が特に優秀な消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団、及び消防団活動へ特に深い理解や協力を示し、団員確保に貢献している事業所等を表彰しました。

○代表受領

(消防団表彰) 長野県 阿智村消防団

(事業所表彰) 山口県 秋芳鉱業株式会社

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、石川県小松市消防団の小林彦幸さんから謝辞をいただきました。



石川県 小松市消防団 小林 彦幸 氏

○受賞団体一覧

【防災功労者消防庁長官表彰6団体】

青森県 外ヶ浜町消防団
青森県 深浦町消防団
山形県 長井市消防団
山形県 川西町消防団
山形県 飯豊町消防団
石川県 小松市消防団

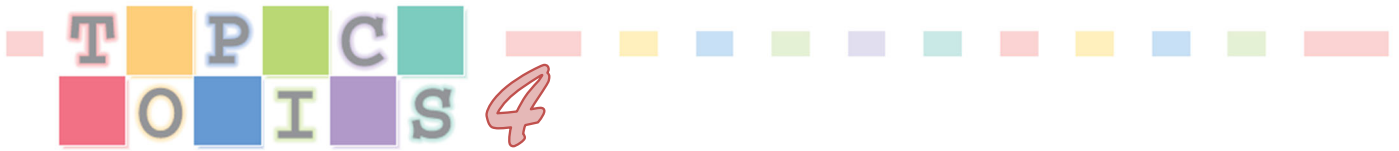
【消防団等地域活動表彰（消防団表彰）8団体】

東京都 小笠原村消防団
東京都 千住消防団
東京都 日本堤消防団
神奈川県 横浜市金沢消防団
長野県 青木村消防団
長野県 阿智村消防団
大阪府 田尻町消防団
大阪府 熊取町消防団

【消防団等地域活動表彰（事業所表彰）14団体】

北海道 月形町農業協同組合
岩手県 大森工業株式会社
東京都 学校法人滋慶学園
東京医薬看護専門学校
神奈川県 トヨタモビリティ神奈川 南店
新潟県 株式会社丸和総建
富山県 いなば農業協同組合
福井県 ハヤカワ商事株式会社
長野県 株式会社竹花組
岐阜県 株式会社青山制作所製造本部
中津川工場
静岡県 オルイー株式会社
愛知県 SafetyManagement 株式会社
山口県 秋芳鋳業株式会社
愛媛県 愛媛県漁業協同組合 中島三和支所
長崎県 有限会社松田運輸

問い合わせ先
消防庁国民保護・防災部地域防災室 宮崎
TEL: 03-5253-7561



ベトナムとの消防分野における協力覚書に基づく最近の取組

予防課

1 はじめに

消防庁では「総務省海外展開行動計画 2025」を踏まえ、日本の消防技術の研修への参加経験者が多く、日本の消防への理解が相対的に高い東南アジア地域において、日本の規格・認証制度や消防用機器等の優位性を積極的に発信することにより、消防用機器等の海外展開の推進に取り組んでいるところである。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成 30 年 10 月に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」（以下「覚書」という。）を締結している。

覚書の協力範囲

- 火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
- 人材育成及び能力形成
- 協働の進展に向けた協力

2 覚書に基づく最近の取組

① 「ベトナム消防・防災展」への参加

「ベトナム消防・防災展」は毎年ベトナム公安省が開催している消防関係職員・機関等に対する消防用機器等の展示会である。この展示会には日本の消防機器等のメーカーも出展しており、覚書の締結後は消防庁も参加し、日本の火災予防制度等に関する講演を行っている。



（左）消防防災展の様子（2022, ホーチミン市）



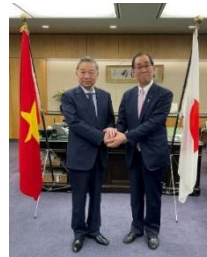
（右）消防防災展における講演の様子（同上）

② 「火災予防技術基礎研修」の実施

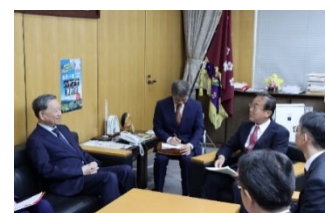
本年 2 月にベトナム ハノイにおいて、ベトナム公安省消防救難救助局等の職員 40 名を対象に、日本の火災予防制度や規格・基準などの技術的な知見の習得を目的とした 5 日間にわたる「火災予防技術基礎研修」を実施した。研修に参加した幹部からは、さらに専門的な研修に関する要望もあり、日本の火災予防制度等への関心の高さがうかがわれた。

③ トー・ラム ベトナム公安大臣による表敬

本年 4 月、来日中のベトナム公安省トー・ラム大臣による総務省への表敬訪問が行われた。訪問において、松本総務大臣から、訪問について感謝の意を伝えるとともに、ベトナム公安省と総務省消防庁との間での消防分野等に関する今後の協力関係について意見交換を行った。また、松本総務大臣との会談後、前田消防庁長官とも同様の意見交換を行った。



（左）トー・ラム公安大臣と松本総務大臣



（右）前田消防庁長官との意見交換の様子

3 おわりに

消防庁としては、今後も覚書に基づき、必要な協力を行うとともに、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につながるよう日本の消防関連規格、認証制度の普及に努めて参りたい。

問い合わせ先

消防庁予防課 濱田、小林 TEL 03-5253-7523

現場を見据えた手話研修を実施

志太広域事務組合志太消防本部

令和5年1月30日、31日の2日間、外部講師を招いて現場で聴覚障がいのある方と対応する場面を想定した職員向けの研修を実施しました。障がい者の心理的本音を知り、話しやすい雰囲気作りが精神的安心をもたらすこと、「手話、口形、筆談」などの視覚的情報の活用が有効であり、何よりも積極的な手話を行う事が精神的な寄り添いに繋がる事を学ぶとともに、「大丈夫ですか?」「どこが痛いですか?」などの実践的な手話を習得し、スキルアップを図りました。



予防業務職員研修会を実施

埼玉県南西部消防局

埼玉県南西部消防局では、2月7日、8日の2日間、主に部隊所属の責任的立場にある職員に対し、消防用設備等及び立入検査に関する知識の習得を目的とした研修会を実施しました。

研修会の前半では、立入検査時の留意点や現場活動時に必要な自動火災報知設備の取扱い、二酸化炭素消火設備の危険性についての講義を行い、後半では、動画による立入検査のシミュレーション訓練や自動火災報知設備模型盤を使用した操作説明を行いました。

今後も更なる知識の向上を図ってまいります。



消防通信

望楼

ぼうろう

雪山で冬季山岳救助訓練を実施

新潟市消防局

新潟市消防局西蒲消防署では、令和5年2月8日(水)に管内の角田山(標高428m)において、冬季山岳救助訓練を実施しました。

訓練は、登山者が滑落し、けがをして動けないとの想定で、倍力システムによるスケッドストレッチャーの引き上げ方法や徒手搬送訓練等を、雪山では5年ぶりに実施し、積雪寒冷環境下での活動について手順を確認することができました。

今後も訓練を通じて、山岳救助事案への対応力向上を図ってまいります。



令和5年春季全国火災予防運動に伴う火災啓発活動を実施

小山市消防本部

小山市消防本部では、令和5年3月1日(水)、春季全国火災予防運動に伴い、管内4つのJR駅前において、小山市消防団女性消防団員、野木町消防団女性消防団員、小山市女性防火クラブ連合会及び野木町と合同で、火災予防及び住宅用火災警報器の啓発活動を実施しました。今後も、消防団、防火関係団体等の協力をいただきながら、火災予防を強化するとともに安全・安心なまちづくりに努めてまいります。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コースにおける教育訓練

消防大学校では、高度な資機材を装備し、又は装備する予定である救助隊の隊長若しくは指導・監督的な立場である者又はそれらの予定者を対象に、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させることを目的とした「緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース」を実施しています。

令和4年度の第12回(令和5年3月2日～3月15日)では、全国33都府県48名の学生が、2日間のリモート講義を含む全10日間の教育を受講しました。

本稿では、緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コースにおいて実施した教育内容について紹介します。

本コースの学生は、緊急消防援助隊の都道府県大隊救助中隊の中核を担う役割もあることから、安全管理、現場指揮、初動対応(活動)にポイントを絞ったカリキュラム構成としました。

講義では、指揮者として必要な安全管理、広域消防応援、応援体制、受援体制及び他機関連携等を学び、再確認しました。

実科訓練では、指揮シミュレーション訓練や高度救助資機材を使用した初動対応(活動)訓練、昨今頻発している土砂災害への対応訓練及び実際の緊急消防援助隊を想定した派遣要請からの出場・情報収集・各種災害対応・大隊運用等、長時間の緊急消防援助隊活動訓練を実施し、改めて、安全管理、現場指揮、初動対応(活動)の重要性を認識しました。



指揮シミュレーション訓練

校外研修では、消防庁危機管理センターと東京消防庁即応対処部隊を視察し、有事の際のオペレーション、体制に直接触れることができ、知見を広めました。



緊急消防援助隊活動訓練

最終日の課題討議では、緊急消防援助隊の応援(受援)体制及び大規模災害時における救助現場指揮の問題点・課題について、消防庁担当者と直接意見交換を行えたことにより、今後の消防力の充実強化及び各所属の問題・課題解決の一助につながるものとなりました。



課題討議(消防庁との意見交換)

研修を終えた学生からは、「緊急消防援助隊について、深く理解できた」、「自分に足りないもの、自分の役目が明確になった」、「現場指揮の難しさ、安全管理の重要性を再認識した」、「全国に志を同じくする仲間ができ、活発な意見交換ができた」などの意見が寄せられました。

今後は、一人でも多くの方々を救うべく、消防大学校で再認識した安全管理、現場指揮、初動対応(活動)にさらに磨きをかけ、困難な状況下でも、先頭に立って道を切り開いていく(「0(ゼロ)を1にする」)ことが期待されます。



消防大学校だより

令和5年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

この度、令和5年度の客員教授名簿を作成しましたので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

※ 客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

※ 客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元（各地域の消防学校等）が直接行い、これに係る費用は、依頼元において御負担ください。

専門分野	氏名	所属・職名
(1) 教育技法	山崎 洋史	仙台白百合女子大学教授
(2) 組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防総監
(3) 消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
(4) 予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(5) 地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(6) 惨事ストレス対策	松井 豊	筑波大学名誉教授
(7) 危機管理	鈴木 洋	元横浜市消防局長
(8) 危機管理	石井 隆一	元消防庁長官

問合せ先

消防大学校教務部
TEL 0422-46-1712



報道発表

最近の報道発表（令和5年3月21日～令和5年4月20日）

<総務課>

5.4.8	第40回危険業務従事者叙勲(消防関係)	第40回危険業務従事者叙勲(消防関係)受章者は、633名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 336名 瑞宝単光章 297名 計 633名
-------	---------------------	---

<消防・救急課>

5.3.31	令和3年度における消防職員の懲戒処分等の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)	消防庁では、令和3年度における消防職員の懲戒処分等の状況について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。
--------	--	--

<救急企画室>

5.3.31	「令和4年中の救急出動件数等(速報値)」の公表	令和4年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。
5.3.31	「令和4年度 救急業務のあり方に関する検討会報告書」の公表	近年の救急業務の現状は、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景として、救急需要は増加するとともに、救急業務に求められるニーズは多様化を見せています。このような中で、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくために、令和4年度の救急業務のあり方に関する検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向上」をテーマに、「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた検討」及び「救急隊員等の行う観察・処置等に係る検討」の2項目について検討を行いました。この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

<予防課>

5.3.24	「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」の公表	消防庁では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽における消防用設備等の特例基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行いました。このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。
5.3.24	火災予防啓発映像「たしかめくんとボウサイちゃんのこんろ火災防止大作戦！」の制作・発表	消防庁では、住宅火災の原因の上位を占めるこんろによる火災の低減を目的として、火災予防啓発映像「たしかめくんとボウサイちゃんのこんろ火災防止大作戦！」を制作しました。
5.3.28	「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会報告書」の公表	消防庁では、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会（部会長：松島 均 日本大学 特任教授）を立ち上げ、薪や炭などの固体燃料を使用する対象火気設備等に係る、建築物等及び可燃物との間に保つ必要のある離隔距離について検討し、離隔距離を軽減するための試験方法を確立するとともに、炭火焼き器に係る離隔距離の見直しを行いました。このたび、報告書がまとまったので公表します。
5.3.28	「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」の公表	消防庁では、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策について、検討部会を立ち上げ（座長：小林 恭一 東京理科大学 教授）、火災予防条例で安全性を確保すべき蓄電池設備の対象を見直すとともに、蓄電池設備の火災リスクに応じた防火対策について検討しました。このたび、報告書がまとまったので公表します。
5.3.29	消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募	消防庁は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和5年3月30日から令和5年4月28日までの間、意見を公募します。
5.3.30	消防防災科学技術研究推進制度の令和5年度研究課題の採択	消防庁では、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）により研究開発を推進しています。この度、令和5年度の研究課題を採択しましたので、公表します。
5.3.31	「令和4年(2022年)新潟県村上市で発生した製菓工場火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書(概要)」の公表	消防庁では、令和4年2月11日に新潟県村上市で発生した工場火災について、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を行いました。

<危険物保安室>

5.3.29	「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討報告書」の公表	消防庁では、屋外貯蔵タンクの維持管理の高度化、点検作業のスマート化に資するため、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」（座長：辻裕一東京電機大学教授）を開催し、新技術のうちドローンを活用した効果的な予防保全に関する調査、検討を行いました。この度、調査検討報告書がとりまとめられましたので、公表します。
5.3.31	製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)に対する意見公募の結果及び改正告示の公布	消防庁は、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)の内容について、令和5年1月28日から令和5年2月27日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、5件の御意見をいただきました。意見公募においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該告示を本日公布しましたので併せてお知らせします。

<特殊災害室>

5.3.31	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(案)等に対する意見公募	消防庁は、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(案)及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、令和5年4月1日から令和5年5月1日までの間、意見を公募します。
--------	---	---

<防災課>

5.3.29	地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果	消防庁では、地方公共団体における業務継続計画等の策定状況について調査を実施し、令和4年6月1日現在の状況を取りまとめたので公表します。
5.3.29	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	消防庁では、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査を実施し、令和4年6月1日現在の状況を取りまとめたので公表します。

<国民保護運用室>

5.4.18	令和5年度における国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施。
--------	----------------------------------	---



最近の通知（令和5年3月21日～令和5年4月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第118号 消防救第104号	令和5年4月20日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁国民保護・防災部参事官 消防庁救急企画室長	林務担当部局と連携した救急・救助訓練の推進について
事務連絡	令和5年4月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	衣類乾燥除湿機のリコールについて
事務連絡	令和5年4月18日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災部地域防災室	緊急時メンタルサポートチームに関する資料の送付について
事務連絡	令和5年4月17日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	「対象火気設備等を屋内に設ける場合の外部への延焼防止措置が講じられた室に係る事例について（通知）」の一部訂正について
事務連絡	令和5年4月17日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	「急速充電設備に係る運用について（通知）」の一部訂正について
消防国第43号 消防運第26号	令和5年4月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁国民保護・防災部長	北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について
事務連絡	令和5年4月13日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防消第128号	令和5年4月6日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	各消防本部等に設置のハラスメント等相談窓口担当者向けの相談窓口の継続設置について（通知）
事務連絡	令和5年4月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」の一部改訂について（情報提供）
事務連絡	令和5年4月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防法令における各種手続に係る標準様式等の修正等について（情報提供）
事務連絡	令和5年3月31日	各都道府県消防防災所管課	消防庁予防課	「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」に係るリーフレットの作成について
消防消第111号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	ドローン運用アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）
消防予第210号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」の附属資料の追加について
消防消第112号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	消防広域化推進アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）
消防救第86号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	「令和4年度救急業務のあり方に関する検討会」における救急隊員等の行う観察・処置等に係る検討結果を踏まえた対応について（通知）
消防消第98号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底等について
消防消第113号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）
消防危72号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の公布について
府政防第611号 消防災第49号 健康発0331第1号	令和5年3月31日	各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部（局）長 衛生主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	避難所におけるマスク着用等の考え方について
事務連絡	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
消防消第121号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁消防・救急課	「令和4年度消防庁女性活躍ガイドブック」の作成・送付について（通知）
消防危第65号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴う二酸化炭素消火設備の設置に係る安全対策等について（通知）
消防消予213号	令和5年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）
消防消予212号	令和5年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）
消防消予211号	令和5年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）
消防救第84号	令和5年3月30日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領の一部改正について（通知）
消防救第83号	令和5年3月30日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	「JRC 蘇生ガイドライン 2020」及び「救急蘇生法の指針 2020（医療従事者用）」に基づく救急活動プロトコルについて（通知）
消防予第196号 消防危第68号	令和5年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について（通知）
消防危第62号	令和5年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドラインについて
消防危第67号	令和5年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の基準適合の徹底について
事務連絡	令和5年3月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課長	偽造防災ラベルが貼付された工食用シートに関する注意喚起
事務連絡	令和5年3月28日	各都道府県消防防災主管課	消防庁 予防課 消防庁 国民保護・防災部防災課 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）	避難所における防火対策について（情報提供）
事務連絡	令和5年3月28日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課 消防庁危険物保安室	予防技術検定の検定科目の出題範囲について
消防消第110号	令和5年3月28日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組等に関する調査の結果について（通知）
消防消第116号	令和5年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課長	消防本部における水中ドローンの整備推進について（通知）
事務連絡	令和5年3月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防法施行規則第119条の2第4号に規定する「工事、整備及び点検時において取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書」の例について
事務連絡	令和5年3月24日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	消防機関における「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」のID付与への対応について
消防危第63号	令和5年3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防予第184号	令和5年3月22日	都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防設備士講習のオンライン化の推進について

広報テーマ

5 月		6 月	
① 風水害に対する備え ② 市町村長の災害対応力強化のための研修	防災課 防災課	① 危険物安全週間 ② 地震に対する日常の備え ③ 熱中症の予防	危険物保安室 防災課 救急企画室

令和5年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催

防災課

出水期を迎えるにあたり、消防庁では『市町村長の災害対応力強化のための研修』を以下のとおり開催します。

今年度は本研修の受講枠を拡充しましたので、災害対応に万全を期すためにも、積極的な受講をお願いします。

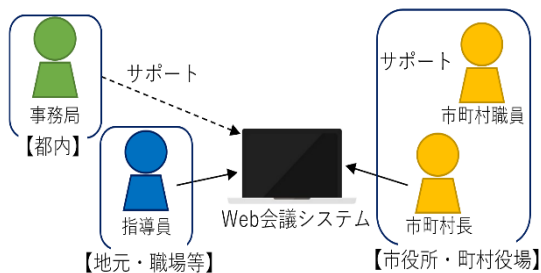
1 研修の概要

市町村長が、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面で、的確かつ迅速な判断や指示を行えるよう、市町村長の災害対応力の強化を図るための研修です。

風水害をテーマに、研修指導員と「1対1」で、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面を警戒期、発災・初動対応期、避難生活期の3つに分け、それぞれの局面における必要な対応や意思決定についてシナリオ非提示型の実践的なシミュレーション訓練をWeb会議システムにて実施します。

なお、研修の最後には、市町村長相互の意見交換の場（オンライン）を設ける予定です。

<研修概要図>



【開催時期】

令和5年6月頃（前期）・11月頃（後期）

※ 全10回 各回半日間実施

【対象者】

全国の市町村長 200名（全10回×各20名）

【局面ごとの必要な対応や意思決定の例】

- ・市町村の災害対応体制の確立
- ・避難情報の発令判断と伝達
- ・大規模災害発生直後の被害状況の確認
- ・マスクミ対応

【募集時期】

令和5年4月頃（前期）・9月頃（後期）

2 研修実績

■ 受講人数

- ・平成30年度 50名（対面形式）
- ・令和元年度 161名（対面形式）
- ・令和2年度 116名（オンライン形式）
- ・令和3年度 118名（オンライン形式）
- ・令和4年度 158名（オンライン形式）

合計 603名

■ 令和4年度研修参加者の声

- ・災害発生の初動対応に係る意思決定や危機感を伝える市民への情報伝達、マスクミ対応など、市長として成すべき災害対応をイメージすることができ、有意義な研修であった。
- ・災害時は色々な関係者への連絡、指示を電話やWEBで行うことが多いため、今回はその訓練も兼ねた研修となり、とても役に立った。
- ・研修の内容のみならず、指導員の方の災害経験談も大変参考になった。
- ・全国の首長が参加されていて、WEBを通じて色々な体験談もお聞きすることができ、非常にいい研修であったと思う。



（令和4年度の研修の様子）

問合せ先：消防庁国民保護・防災部防災課 福原、遠矢、木本
TEL：03-5253-7525



風水害に対する備え

防災課

我が国では、毎年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国各地で洪水や土砂災害等の風水害が発生しています。

昨年は、8月1日から6日にかけて、日本海から東北地方・北陸地方にのびる前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、東北地方及び北陸地方を中心に大雨となりました。この大雨により、土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水などが発生し、道路やガス、水道等のライフライン、農業や観光業等地域の産業に大きな被害をもたらしました。



新潟県村上市の被害状況（新潟県より提供）

洪水

流域に降った多量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生します。

また、上流で増水した水が下流に到達するまでに時間差があるため、雨が降り止んだとしても洪水は発生します。

土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となり、山や崖が崩れたり、土砂が雨などの大量の水と混ざり合っ一気の流れたりする自然災害です。道路の陥落や道路への土砂の崩落、橋梁の崩落などにより多数の孤立地域が発生するおそれがあるほか、停電、断水等のライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じます。

局地的な大雨による災害

近年、局地化、集中化、激甚化した降雨により多大な被害が生じています。また、都市化に伴い、中小河川の急な増水や氾濫による床上・床下浸水等の被害、地下空間への浸水害、アンダーパス(※)への浸水による車の立ち往生等の被害が生じる事例が多く見受けられます。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

風水害では、逃げ遅れにより甚大な被害が発生します。逃げ遅れが起きるのは、危険が迫っていてもなかなか実感ができず、自分は被害に遭わないだろうという思い込みで陥ってしまうからです。「まだ避難しなくても大丈夫」ではないのです。また、「近所の人誰も避難していない」からではなく、自ら積極的に避難することが重要です。各自治体が公開しているハザードマップ等を普段から確認し、自らが、いつ、どこに避難するか、事前にルールを決めておきましょう。

最近の災害を踏まえた動向

令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害では、個人情報保護条例との関係を整理した上で、積極的に氏名等公表を行い、広く情報を募った結果、本人や知人から連絡があったことで救助対象者の絞り込み、救助活動の効率化に繋がりました。

その後、個人情報を取り巻く環境が変化する中で、災害時の初動対応や被災者等へのきめ細かな支援等のために、内閣府の検討会において防災に係る個人情報の活用のあり方についても再検討がなされ、令和5年3月には、「発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべき」旨などを規定した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が公表されました。

また、気象庁では、「線状降水帯」によって引き起こされる大雨災害が多発していることを背景として、令和4年6月1日から、線状降水帯による大雨の可能性を半日前から伝える予測情報の発表を始めており、早めの備え、早めの避難に繋がることが期待されています。

問合せ先：消防庁国民保護・防災部防災課

TEL：03-5253-7525

2023年度全国統一防火標語

火を消して不安を消して つなぐ未来

日本損害保険協会は、
「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への
軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・
防火力強化を図っています。

野口綾子

一般社団法人
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2023年4月1日現在)
あいおいニッセイ同和損害保険/アイベック損害保険/アクサダイレクト/アニコム損害保険/イーデザイン損害保険/
All Nippon Insurance/エイ・エス損保/SBI損保/ah損保/キャピタル損保/共栄火災/まくら損保/
ジェイアイ/セコム損保/セゾン自動車火災/各管見れいむ損保/ソニー損保/損保ジャパン/
大同火災/東京海上日動/トリア損保/日新火災/日本地震/バット&ファミリー損害保/
三井住友海上/三井ダイレクト損害保/明治生命損保/楽天損保/レスキュー損保

※本ポスターは複製し転載したFSC記号を記載しています。

後援：**FDMA** 総務省消防庁
住居と心に Fire and Disaster Management Agency

住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

大規模地震による広域火災にも、日常からしっかりと備えましょう。

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>